

令和6年度 岩手県立伊保内高等学校経営計画

校長：高橋 国博

1 校訓・教育目標		校訓 「明朗・創造・努力」 教育目標 (1) 知徳体の三位一体の教育により、文化の推進者となる資質を育成する。 (2) 暖かく魂の触れ合う教育により、愛校心・郷土愛・愛国心を養う。 (3) 人間の尊厳を重んじ、自他共に尊重する精神を育て、自彊不息の校風を培う。	
2 ス ク ー ル ・ ポ リ シ ー	(1) 育成を目指す資質・能力に関する方針 (グラデュエーション・ポリシー)	ア お互いの深い信頼の上に立ち、郷土を愛し、心豊かな人間性を培うことのできる人材を育成します。 イ 深い知識と優れた技能を身につけ、社会の変化と国際化に適応できる広い視野を持った人材を育成します。 ウ 主体性を持って部活動・生徒会活動に取り組むことのできる、心身ともに健全な人間を育成します。 エ 基本的な生活習慣の確立を図るとともに文武両道を歩むことのできる力を育みます。	
	(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)	ア 生徒一人一人に応じた指導体制、多様な学力や進路指導に対応する。 イ 主体的に生徒が学習する場面を想定し、柔軟な思考力と実践力の向上を図る。 ウ アクティブラーニング型の取り入れ、課題発見・解決力と表現力の向上を図る。 エ 継続して復興教育に取り組む。 オ 地域社会と連携し、地域社会に開かれたカリキュラム・マネジメントに取り組む。	
	(3) 入学者の受け入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)	ア 教育目標を理解し、他者と切磋琢磨し、前向きな学校生活を送る意思のある生徒。 イ 進路目標に向かい、何事にも全力で取り組み、努力を惜しまない生徒。 ウ 中学までの特別活動を継続し、更に高めようとする意欲的な生徒。 エ 学習と部活動を両立し、本校において文武両道を実践してみたい生徒。 オ 将来、リーダーシップを発揮し、地域の活性化に貢献したい生徒。	
3 魅力化協働パートナー		(1) 九戸村立九戸中学校 (2) 九戸村立伊保内小学校 (3) スーパーおとも (4) 協栄テックス (5) 圓通寺 (6) 小井田立体農業研究所 (7) なかいち養蜂園 (8) 道の駅おりつめオドデ館 (9) J A新しいわて九戸支所 (10) 伊保内高校PTA	
4 目 指 す 学 校 像	(1) 今年度の重点目標	重点目標	達成指標
		ア 主体的な学びを通して確かな学力を育成する。	・「授業が分かったと回答した生徒の割合」【80%以上】
		イ 主体的・協働的な活動を通して人間性を涵養する。	・「自分に少しでも良いところがある」と回答した生徒の割合【95%以上】
		ウ キャリア教育の充実により、生徒の進路目標実現を支援する。	・「学校生活が自らの将来に有益である」と回答した生徒の割合【80%以上】
		エ 地域との連携により、郷土を愛する心を醸成する。	・「子どもが地域に貢献したいと考えていると思う」と回答した保護者の割合【75%以上】
		オ 実効的に機能する「学校いじめ対策組織」を構築し、組織的にいじめの未然防止・適切な対処に当たる。	・「学校生活に満足している」と回答した生徒の割合【90%以上】
		カ 生徒の人権を尊重するとともに、生徒との共感的な人間関係を構築し、不適切な指導の根絶を図る。	・「安心して学校生活を送ることができている」と回答した生徒の割合【90%以上】

(様式1)【高等学校用】

	(2) 取組方針	ア 主体的な学びを通して確かな学力を育成する。 (7) 分かる授業、主体的・協働的・探究的な授業を展開し、生徒の学習意欲を高める。 (4) 指導と評価の一体化を図り、授業改善を推進する。
		イ 主体的・協働的な活動を通して人間性を涵養する。 (7) 生徒に考えさせる指導を通して、生徒の主体性を育てるとともに基本的生活習慣の確立を図る。 (4) 目標を持って部活動や委員会活動等の特別活動に取り組み、心身の鍛錬とともにコミュニケーション能力を養い、併せて責任感、連帯感等を養う。
		ウ キャリア教育の充実により、生徒の進路目標実現を支援する。 (7) 自分らしい生き方を考えさせ、社会の中で自分の役割を果たすために必要な能力や態度を育成する。 (4) 最新の進路情報（進学情報・就職情報）を生徒及び保護者に提供し、具体的な進路目標を定め、その達成に向け努力する生徒を育てる。
		エ 地域との連携により、郷土を愛する心を醸成する。 (7) 伊高むらおこし会社や伝統芸能継承の活動を通して地域の活性化と本校の教育活動を広く発信し、本校への期待と信頼を高める。 (4) 地域資源や副読本等を活用して復興教・防災教育に取り組み、3つの教育的価値（いきる・かかわる・そなえる）を育てる。
		オ いじめが起きにくい学校・学級風土づくり (7) 生徒会の「いじめ撲滅宣言」により、生徒自らが主体的に取り組む態度を深化させ、いじめを許さない雰囲気醸成する。 (4) 日常的な観察、面談、年4回の生活アンケート等により、組織として早期発見と積極的な認知を行い、未然防止に努める。
		カ 不適切な指導の根絶 (7) 子どもの権利条約等についての理解を深め、生徒の人権を尊重した指導を行う。 (4) 学校内外の研修等を通じ、不適切な指導をさせない、許さない組織文化の醸成を図る。